

令和4年

財政援助団体等監査報告書

阿 見 町 監 査 委 員

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 9 項の規定により，令和 4 年
財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 1 0 日

阿見町監査委員 佐 藤 修 一
同 栗 原 宜 行

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、町が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する町所管課の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1及び表2のとおりである。

なお、団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、

- ・ 昨年度、当監査を実施していないこと
- ・ 令和4年度に阿見町外部評価委員会が行う外部評価の対象とされていないことなどを勘案し選定した。

（表1）監査実施団体数及び実施率

区分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体	35	7	20.0%
交付額 1,000 万円以上	4	1	25.0%

※表示単位未満を四捨五入

（表2）監査実施団体及び町所管課の一覧

団体名	町所管課
町青少年相談員連絡協議会	生涯学習課
ふれあい地区館	中央公民館
町社会福祉協議会	社会福祉課
町遺族会	社会福祉課
町消防団	防災危機管理課
町ひまわりクラブ	生活環境課
町交通安全協会	生活環境課

3 監査期日

令和4年6月17日

4 監査対象範囲

令和3年度の事業を対象に実施した。主として、令和3年度交付分の補助事業等に係る事務を対象とした。

5 監査の重点項目

監査の重点項目は、

- (1) 補助金が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3) 補助金の経理が適正になされているか。

のとおりである。

6 監査の方法

団体及び町所管課から事前に提出を受けた決算関係資料を確認するとともに、書面監査による経理関係帳票類等の閲覧や、団体及び町所管課から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

7 監査の結果

概 要

監査に付された各団体の決算関係資料及び経理関係帳票類等は、いずれもその計数は正確であり、適正に運営されているものと認められたが、一部において不適切な事案があった。

監査の結果、改善を要する事項は次のとおりである。

注意事項

- ・ 補助金に対する決算書の記載事項が不適切である。

8 監査の結果に基づく監査意見

町消防団に関する事項

- ・ 補助金に対する決算書の記載事項について

本決算書は、町から消防団の各分団に交付する消防団運営補助金（1分団につき100,000円）の用途に関する決算書であることが望ましい。分団によって記載事項に差異があり、特に第一分団の報告額が突出して高額であることを確認すると、運営補助金の関わらない支出についても計上されていることが認められた。現状では、消防団運営補助金の決算書としては不適切であることから、記載事項について統一的な指導を分団に行い、より適切な決算書の作成に努めること。